

<WEB 口座振替受付ライトサービス利用規約>

第1条 WEB 口座振替受付ライトサービス

1.WEB 口座振替受付ライトサービスとは

WEB 口座振替受付ライトサービス(以下「本サービス」という)とは、十六電算デジタルサービス株式会社(以下「乙」という)と「預金口座振替による代金回収事務委託契約」(以下「基本契約」という)を締結した委託者(以下「甲」という)に提供するオプションサービスです。

本サービスは基本契約における第2条の預金口座振替依頼書の取扱いによらず、甲のお客さま(以下「丙」という)が、乙の提携した金融機関に預金口座を開設した当該の金融機関に対してパソコン、携帯電話その他の端末等を用いインターネットワークを通じて預金口座振替契約の申込を行い、当該の金融機関から受領した当該申込受付の内容および諾否に関する情報(以下「受付結果」という)を甲に通知するサービスをいいます。なお、本サービスは、乙が提携した株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下「丁」という)の「ネット口座振替 GW サービス(以下「GW サービス」という)を用いて提供します。

2.本サービスに定めのない事項については基本契約によるものとします。

3.利用対象者および金融機関における取扱い

本サービスを利用して預金口座振替契約の申込が可能な丙の範囲、および丙の本人確認方法ならびに利用条件等は、乙が提携する各金融機関の定めによります。

4.利用時間

本サービスの取扱時間は、乙と丁の所定の時間内とします。ただし、丙の本サービスの利用可能日および時間は丙が預金口座を開設した乙の提携金融機関の定めによります。

第2条 本サービスの利用申込

1.甲は、本サービスを利用するにあたり WEB 口座振替受付ライトサービス利用規約(以下「本利用規約」という)の内容を承諾のうえ、「WEB 口座振替受付ライトサービス利用申込書」(以下「利用申込書」という)に必要事項を記入捺印(電子申込の場合はサイン)し、乙に提出するものとします。

2.乙は、利用申込書の記載内容に基づき丁が提供する GW サービスの管理画面へ登録を行います。

なお、本サービスの開始後であっても乙、乙が提携する金融機関および丁において甲の利用が適切でないと判断した場合、甲の本サービスの利用を中止することがあります。

第3条 GW サービス用管理画面の提供と ID およびパスワード

1.乙は、甲の本サービスの利用申込を承諾したときには、甲に対し本サービスの利用に際して必要な範囲で GW サービスのサーバにアクセスするための ID およびパスワードを提供します。ただし、パスワードは、甲が乙に所定の方法で通知することにより変更できるものとします。甲に提供する ID は、乙が適宜変更することができるものとします。

2.甲は、ID およびパスワードを第三者へ開示してはならないものとします。また、譲渡、貸与、売買等名目の如何を問わず、ID およびパスワードを第三者に使用させて GW サービスのサーバにアクセスさせてはならないものとします。

3.ID およびパスワードの管理および使用は甲の責任とし、乙は、甲の ID およびパスワードが他者に使用されたことによって甲が被る損害について甲の過失の有無を問わず一切の責任を負いません。なお、甲の ID およびパスワードにより行われた本サービスの利用は、甲により行われたとみなし、甲はその利用につい

ての料金その他一切の債務を負うものとします。

- 4.甲は、乙の指示に従い、一定期間毎にパスワードの変更を実施するものとします。なお、このとき甲が乙の指示に従わなかった場合、乙は甲の事前の承諾を得ることなく、甲に付与した ID およびパスワードの使用を停止することができるものとします。

第4条 取扱手数料等

- 1.本サービスを利用するにあたり、甲は乙に対して、利用申込書 3.ご利用料金記載の取扱手数料等およびこれにかかる消費税等を、乙が定める方法で支払うものとします。
- 2.乙は、将来大幅な事情の変更等が生じた場合には、取扱手数料等を適当と認められる料率に変更することができるものとします。

第5条 地位の譲渡、質入、業務委託

甲および乙は、本サービス上の地位を第三者に譲渡、質入等を行うことができないものとします。また、本サービスに基づく業務の全部または一部を第三者に再委託できるものとします。

第6条 機密保持

- 1.甲および乙は、本サービスに関わる業務上知りえた顧客の情報、その他の機密情報を万全に保管し、かつ第三者に開示若しくは漏洩しないものとします。但し、法令上の義務、行政庁の命令(当局検査を含む)により開示する場合を除きます。また、本サービスの目的以外に使用してはなりません。
- 3.甲および乙が、前条に基づき、本サービスに関わる業務の処理を第三者に委託することにより、当該第三者が本条に規定する情報に接することになる場合には、当該第三者に対して、前項と同様の機密保持義務を課すために必要な手当てをするものとし、当該第三者の行為によって被った損害は委託者たる甲または乙が補填するものとします。

第7条 個人情報

- 1.甲および乙は、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報を第三者に漏洩してはなりません。
- 2.甲および乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
- 3.甲および乙は、個人情報について、利用規約の目的の範囲内でのみ使用し、利用規約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとします。
- 4.甲および乙は、相手方から提供を受けた個人情報が、本サービスに関する業務遂行上不要となったときには当該個人情報について遅滞なく相手方に返還または相手方の指示に従った処置を行うものとします。
- 5.個人情報の集計および分析等により得られた統計データを、個人を識別または特定できない状態に加工したうえで丁の事業に利用(第三者への開示を含みます)することができるものとします。
- 6.本条の規定の効力は、利用契約終了後も存続するものとします。

第8条 届出事項の変更

- 1.甲は乙に対して届け出ている本サービス所定の届出事項に変更が生じた場合、乙所定の書面によりただちに乙に届け出るものとします。甲が届出を怠ったことにより生じた損害について、乙は責任を負わないものとします。
- 2.甲が前項の届出を怠るなど、自らの責に帰すべき事由に基づき乙からの通知または送付書類が延着または到

着しなかった場合には、通常到着すべき時に甲に到着したものとみなします。

第9条 紛争処理条項

- 1.甲が本サービスを利用したことにより丙その他の第三者から乙、提携金融機関または丁に対して警告または請求がなされる等、丙その他の第三者と甲、乙、提携金融機関または丁との間で紛争が生じた場合、甲は、自己の費用と責任において当該紛争の解決を行うものとし、乙、提携金融機関および丁は当該紛争に関する責任を一切負わないものとします。
- 2.前項の紛争が、外国人ないしは外国法人との間に生じたものであり、また、当該紛争の解決について外国法が適用される場合であっても、同様とします。

第10条 免責事項

- 1.以下の場合、そのために生じた損害については、乙の責に帰すべき事由に基づく場合を除き、乙は責任を負いません。
 - (1)天災、火災、騒乱、疫病等の不可抗力、通信機器・回線・インターネットおよびコンピューター等の障害もしくは回線の不通、または裁判所等公的機関の措置等の事由により、本サービスの提供、取扱が遅延し、または不能となった場合
 - (2)丁が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたことにより取引情報が漏洩した場合
- 2.料金等の支払を預金口座振替により行うこととする旨の甲と丙との間の合意に関わる甲と丙の一切の事柄について、乙は一切の責任を負わないものとします。
- 3.乙が提携する金融機関が、所定の方法により丙の本人確認を行い預金口座振替契約を締結したときには、丙本人からの申込に基づく契約とみなし、端末、暗証番号等に関わる不正使用その他の事由により丙との間で紛争が生じた場合、甲の責任と負担において解決するものとし、乙は一切の責任を負わず、万一、乙に損害が生じた場合は甲が補填します。

第11条 損害賠償

- 1.甲および乙は、本サービスに伴う事務の取扱に関し、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害が生じた場合、賠償責任を負うものとします。
- 2.甲は丙の責めに帰すべき事由により乙に損害が生じた場合、賠償責任を負うものとします。

第12条 監査

- 1.乙は、甲が本規約の定めを遵守していることを確認することを目的として甲に対し、別に乙が定める様式に従い報告書を作成することを要求できるものとし、甲はすみやかにこれに応じるものとします。
- 2.乙は、前項の報告書の内容に関する説明を甲に求め、または乙の指定する者を派遣して関係書類等を調査することができ、甲はこれに協力するものとします。

第13条 否定

本規約は、丁と書面による別段の定めのある場合を除き、丁が有する著作権、商標権、意匠権、特許権およびその他の知的財産権に関する利用もしくは使用の権利を、甲に許諾するものではありません。

第 14 条 解約および解除

- 1.基本契約の解約等による終了をもって、本サービスの利用を終了します。
- 2.甲または乙は、相手方に対し 3 ヶ月前までに書面で通知することをもって、本サービスの利用を解除することができます。
- 3.乙は、甲に次の事態が発生した場合、ただちに何らの通知・催告を要することなく本サービスを解除できるものとし、甲は、本サービスに関する未払手数料等をただちに支払うものとします。
 - (1)甲の届出内容につき、届出または記載の懈怠があること、また記載内容に偽りがあることが判明した場合
 - (2)甲の営業または業態が公序良俗に反すると乙が判断した場合
 - (3)手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4)支払の停止もしくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があった場合、甲の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続の開始があった場合
 - (5)前 4 号のほか甲の信用状態に重大な変化が生じたと乙が判断した場合
 - (6)解散その他営業活動休止の決議がなされた場合
 - (7)甲が乙に対して支払うべき本サービスの手数料を支払わなかった場合
 - (8)乙所定の一定期間の利用がない場合
 - (9)その他本規約に違反した場合

第 15 条 本サービス内容または本利用規約の変更

乙は、本規約の変更が相手方の一般の利益に適合する限り、又は、本規約の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本規約を変更することができるものとします。この場合、乙は自社ホームページ上の「<WEB 口座振替受付ライトサービス>利用規約」を改定し掲示します。

第 16 条 本サービスの終了

理由の如何を問わず、本サービスが終了したときには、甲は速やかに、本サービスの存在を前提とした画面等における一切の表示を中止することとします。

第 17 条 協議事項

- 1.本サービスおよび基本契約の双方に定めのない事項については甲乙間で協議のうえこれを解決するものとします。
- 2.本サービスに定める事項の解釈に疑義が生じた場合は甲乙間で協議のうえ、これを解決するものとします。

第 18 条 反社会的勢力の排除

- 1.甲は、本サービスを申込するに当たり、次の各号に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1)暴力団
 - (2)暴力団員
 - (3)暴力団準構成員

- (4)暴力団関係企業
- (5)総会屋等、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6)その他前各号に準ずる者

2.甲は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

3.甲が、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、甲との取引を継続することが不適切である場合には、乙は直ちに本契約を解除することができるものとします。

第19条 管轄

本利用規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、乙の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2025年3月25日制定